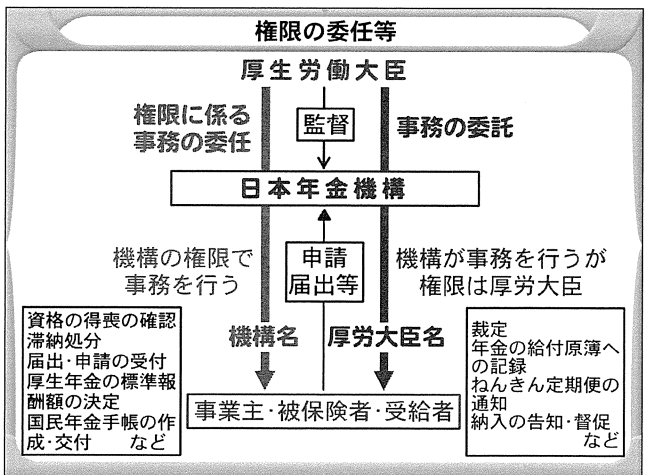


第1号厚生年金被保険者	下記以外の厚生年金保険の被保険者
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者



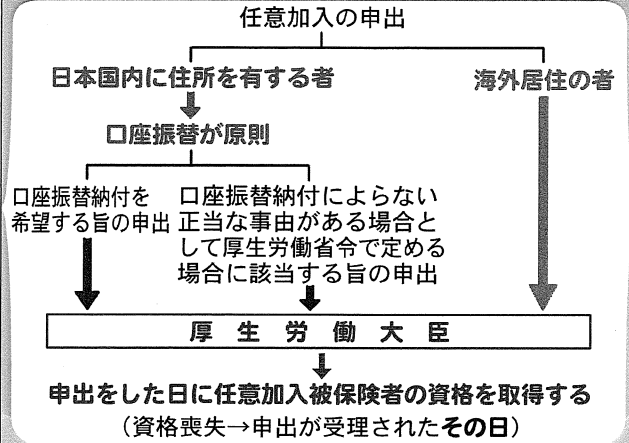
保険料免除期間

老齢基礎年金の年金額の計算

- 全額免除 (法定・申請) → $\times \frac{1}{2}$
- 4分の3免除 (4分の1納付) → $\times \frac{5}{8}$
- 半額免除 → $\times \frac{3}{4}$
- 4分の1免除 (4分の3納付) → $\times \frac{7}{8}$
- 学生納付特例 納付猶予 } 年金額には反映されない



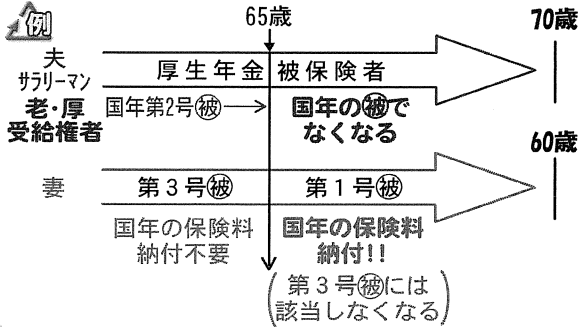
任意加入被保険者



被保険者

Point

65歳以上の老齢厚生年金等の受給権者は第2号被から除かれる



国民年金

強制加入被の資格喪失

その日⇒①年齢要件に該当したとき

- ・60歳に達したとき (第1号・第3号)
- ・厚年の老齢給付等をうけることができる者となったとき (第1号)
- ・65歳に達したとき (第2号) ※老・厚の受給権を有する場合に限る
- ②同日得喪 (第1号) ※国内に住所を有しなくなった日に2号又は3号に該当
- ③厚年の被保険者の資格を喪失したとき (第2号) ※退職日の翌日

任意加入被の資格喪失

その日⇒①年齢要件に該当したとき

- ・65歳又は70歳 (特例) に達したとき
- ②資格喪失の申出が受理されたとき
- ③同日得喪
- ④満額の老・基を受給できるだけの期間(480月)に達したとき (65歳未満)

その日の翌日⇒①老・基等の受給権を取得したとき (特例)

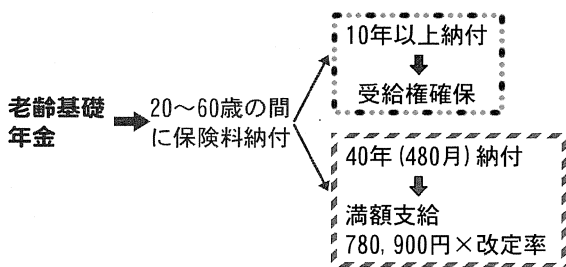
- ②日本国籍を有しなくなったとき (海外居住者)
- ③保険料を滞納したとき

国内居住 | 海外居住

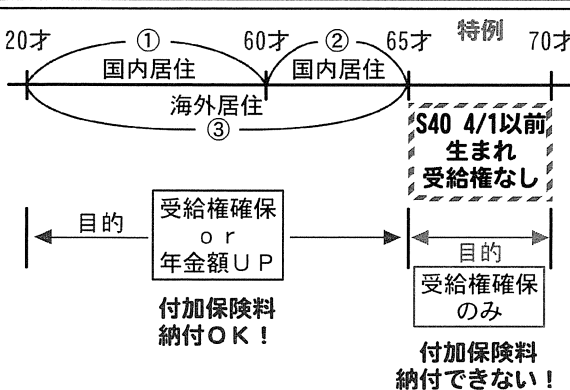
督促状の指定期限までに、その保険料を納付しないときはその翌日

その後、保険料を納付することなく2年経過したときはその翌日

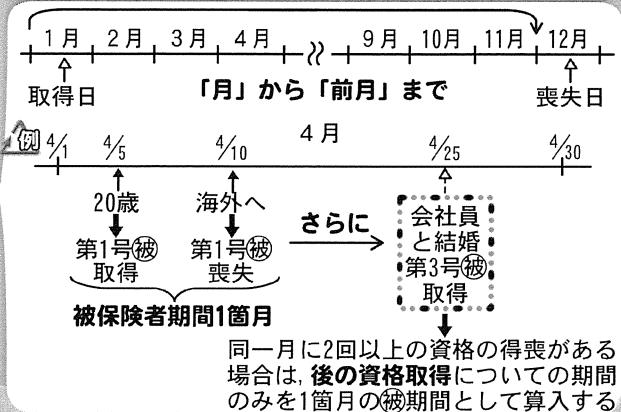
任意加入被保険者



任意加入被保険者



被保険者期間の計算



被保険者期間の計算

例

20才 5年 25才 海外在住 55才 5年 60才

第1号被 喪失 任意加入せず 取得 第1号被

被保険者期間は
5年+5年=10年となる

付加保険料

第1号被及び65歳未満の任意加入被は、厚生労働大臣に申し出て、その申出をした日の属する月以後の各月につき、付加保険料を納付することができる

また

付加保険料を納付する者でなくなる申出をした場合は、この申出をした日の属する月の前月以後の各月に係る保険料につき、付加保険料を納付する者でなくなる
※既に納付されたもの及び前納されたものを除く

ただし

国民年金基金の加入員となった日の属する月以後の各月に係るものを除く

種別の変更

例

自営業(第1号) 4/5 就職してOLになった(第2号) 4/25 結婚して被扶養(第3号) 4/30

※4月は第3号被保険者としての被保険者期間となる

Point

同一月に2回以上の種別の変更があったときはその月は最後の種別の被であった月とみなして被期間を計算する

保険料の納付期限→翌月末日

8月 9月 10月

9/15に申出

9/30には付加保険料を納めなくてよい

9/30に納めるのは前月分だから

付加保険料を滞納した場合でも、時効消滅していない期間(2年間)までは遡って納付できる

国民年金原簿・被保険者に関する原簿

国民年金	厚生年金
厚生労働大臣は国民年金原簿を備え被保険者(第2号被のうち第2~4号厚年被であるものを除く)の	実施機関は被保険者に関する原簿を備え被保険者の
氏名	氏名
資格の取得及び喪失	資格の取得及び喪失の年月日
種別の変更 保険料の納付状況	標準報酬
基礎年金番号	基礎年金番号
その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする	その他主務省令で定める事項を記録しなければならない

第1号被保険者の産前産後機関の保険料免除

5月 6月 7月 8月 9月 10月

3月前 ← 前月 出産予定月 翌々月まで →

多胎妊娠

保険料免除の届出前に出産した場合は出産日の属する月

Point

- 第1号被の産前産後期間の保険料免除に係る期間は保険料納付済期間に算入される(死亡一時金・脱退一時金含む)
- 当該免除は法定免除・申請免除よりも優先される
- 当該免除の届出は出産の予定日の6月前から市町村に対して行うことができる
- 当該免除期間中も付加保険料は納付することができる
- 当該免除を受けている者であっても国民年金基金の加入員になれる
- 当該免除の規定は任意加入被には適用されない

基礎年金拠出金

厚年の実施者たる政府は→毎年度基礎年金の給付に要する費用にあてるため基礎年金拠出金を→負担する

実施機関たる共済組合等は→ため基礎年金拠出金を→納付する

$$\text{基礎年金拠出金の額} = \frac{\text{基礎年金の給付費}}{\text{保険料・拠出金算定対象額}} \times \frac{\text{第2号・第3号被保険者数}}{\text{国年の被保険者数}}$$

被保険者数の算定に含めるもの

- 第1号被→保険料納付者(納付済期間、 $\frac{1}{4}$ 免除、半額、 $\frac{3}{4}$ 免除期間を有する者)
- 第2号被→20歳以上60歳未満の者
- 第3号被→すべての者

口座振替による保険料の納付

(健保・国年・厚年共通)

保険料納付義務者・被保険者から申出があった場合(健保・厚年) (国年)

厚生労働大臣は

その納付が確定と認められかつ

保険料の徴収上有利と認められるときに限り

その申出を承認することができる

口座振替OK!